平成２４年（フ）第１３７号
函館市大澗町174番地12
債務者　松本　美鈴
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２７９号
埼玉県新座市野火止４丁目１番15―210号
債務者　村田　　徹
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３９０号
埼玉県加須市花崎２丁目８番地３　パレ・ドール花崎504号
債務者　小田切千秋
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３９８号
埼玉県川口市北園町２番25号　フォンテーヌ北園301号
債務者　鈴木　育代（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８４号
千葉県佐倉市井野1421番地40　グリーンタウンイノＢ―203号
債務者　石塚　博人
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第８５号
千葉県佐倉市井野1105番地10
債務者　佐藤ミヨ子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９５号
千葉県八街市八街ほ252番地40　サニーハイム向陽202
債務者　柗卒　　豪
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１０３号
千葉県八街市吉倉292番地８
債務者　細野　裕治
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１０４号
千葉県八街市榎戸919番地22
債務者　荒井　　修
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１１８号
千葉県富里市日吉台５丁目16番地１　サンファイブ302号
債務者　石橋あつ子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１１９号
千葉県富里市日吉台４丁目３番地１　Ｂ棟703号
債務者　石橋佳代子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第７８号
新潟県柏崎市比角２丁目１番29号
債務者　植木　里美
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第６４２号
愛知県春日井市如意申町６丁目18番地15　パークサイドＫ202号
債務者　小島　　朗
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０６号
名古屋市緑区相原郷１丁目2711番地　レジデンス守105号
債務者　有馬　美穂
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７６号
愛知県刈谷市日高町１丁目301番地　メゾン日高102号
債務者　小和田　馨
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
岡山県倉敷市向山2132番地１
債務者　近平　　恵
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
岡山県倉敷市三田85番地２
債務者　熊代　智子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係